

平成18年6月

高知県議会定例会議案

(補正予算)

平成18年 6 月高知県議会定例会議案目録(補正予算)

○ 予 算

第 1 号	平成18年度高知県一般会計補正予算 .....	1
-------	-------------------------	---

平成18年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ731,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ430,795,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 1 8 年 6 月 2 3 日 提 出

高 知 県 知 事      橋   本   大 二 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		57,038,667	134,915	57,173,582
	2 国庫補助金	33,640,166	126,735	33,766,901
	3 委 託 金	778,097	8,180	786,277
12 繰 入 金		11,629,079	112,249	11,741,328
	2 基金繰入金	10,358,964	112,249	10,471,213
14 諸 収 入		31,257,477	212,436	31,469,913
	6 受託事業 収 入	1,113,335	12,440	1,125,775
	8 雑 入	7,287,305	199,996	7,487,301
15 県 債		60,490,000	272,200	60,762,200
	1 県 債	60,490,000	272,200	60,762,200
歳 入 合 計		430,063,654	731,800	430,795,454

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
3	企画振興費	9,189,218	199,996	9,389,214	歳 出 合 計		430,063,654	731,800	430,795,454
	3 情報推進費	2,038,211	199,996	2,238,207					
4	健康福祉費	54,269,435	303,459	54,572,894					
	2 健康費	24,187,142	7,874	24,195,016					
	3 福祉費	26,826,306	295,585	27,121,891					
5	文化環境費	3,473,114	7,775	3,480,889					
	2 環境費	1,470,411	7,775	1,478,186					
6	商工観光 労働費	5,620,186	188,750	5,808,936					
	1 商工費	4,019,575	188,750	4,208,325					
7	科学技術 振興費	2,721,690	12,440	2,734,130					
	1 科学技術 振興費	2,721,690	12,440	2,734,130					
8	農 林 水 産 業 費	32,591,782	△ 800	32,590,982					
	4 森林林業費	12,685,373	△ 800	12,684,573					
9	土 木 費	80,174,590	12,000	80,186,590					
	7 港湾空港費	12,010,141	12,000	12,022,141					
10	教 育 費	95,926,604	8,180	95,934,784					
	3 学 校 費	78,254,490	8,180	78,262,670					

## 第2表 債務負担行為補正

## 追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
月見山こどもの森管理運営委託料	平成18年7月7日から 平成21年3月31日まで		14,763
牧野植物園管理運営委託料	平成18年7月7日から 平成23年3月31日まで		50,016
森林研修センター情報交流館管理運営委託料	平成18年7月7日から 平成21年3月31日まで		29,024

### 第3表 地方債補正 追 加

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
心身障害児・者施設整備事業費	272,200	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び公 営企業金融公庫資 金について、利率 の見直しを行った 後においては、当 該見直し後の利率)	1 平成19年度から平成48年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。